

65歳以上の介護認定を受けている皆さんへ

「障害者控除対象者認定書」 交付のお知らせ

要支援・要介護認定を受けている方は、障害の状況により、所得税や市・県民税の障害者控除を受けられる場合があります。

控除を受ける際は、市が交付する認定書を添付のうえ、税申告をする必要があります。交付を希望される方は、申請書を提出してください。※交付には2週間程かかりますので、早めに申請をお願いします。

■**対象となる方**／要支援2以上の要支援・要介護認定を受けている満65歳以上の方。※障害の状況によっては該当にならない場合があります。

■**申請方法**／申請書に必要事項を記入のうえ、郵送または窓口へ提出してください。申請書は、窓口にも備えているほか、市公式サイトからダウンロードできます。

■**申請書提出先**／

高齢介護課、唐桑・本吉総合支所 市民福祉課
※郵送する場合の宛先／〒988-8501（住所記載不要） 高齢介護課 介護保険係

認定書が不要な場合

既に特別障害者としての控除対象者となっている次の方は、**認定書は不要ですが、税申告の際に、手帳の提示が必要です。**

- ・身体障害者手帳一級または二級所持者
- ・療育手帳A所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳一級所持者 など

問 高齢介護課 介護保険係
☎ 22-3462



市公式サイト

「国民年金任意加入制度」をご存じですか

60歳までに老齢基礎年金の受給資格(10年)を満たしていない場合や、納付済期間が40年に満たない場合などで年金額の増額を希望するときは、60歳以降でも国民年金に任意加入することができます。ただし、申し出のあった月からの加入となり、さかのぼって加入することはできません。なお、保険料の納付は原則口座振替となります。

●任意加入する条件／

以下の条件をすべて満たす方が任意加入できます。

- ① 60歳以上 65歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③ 20歳以上 60歳未満までの保険料の納付月が480月(40年)未満の方
- ④ 厚生年金保険、共済組合等に加入していない方

※ 上記に加え、次の方も加入できます。

- ・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方
- ・外国に居住する日本人で20歳以上65歳未満の方

●手続きに必要なもの／

- ・本人確認書類
- ・基礎年金番号通知書または年金手帳
- ・預金通帳および届出印

●申請先／

- ・保険年金課 国民年金係
- ・唐桑・本吉総合支所 市民福祉課
- ・大島・階上出張所

問 保険年金課 国民年金係 ☎ 22-3423

11月30日(いいみらい)は「年金の日」です

ご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」では、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

詳しくは、日本年金機構ホームページをご覧ください。

問 石巻年金事務所 ☎ 0225-22-5115

日本年金機構
ホームページ
(ねんきんネット)



～税金の納め忘れはありませんか？～ 11月と12月は県税・市町村税の「宮城一斉滞納整理強化月間」です

皆さんが納めている税金は、教育・保健衛生・上下水道・産業・警察・消防など、さまざまな行政サービスに使われており、私たちの暮らしを支える大切な財源です。

県と市町村では、税金を公平に納めていただくため、11月と12月の2カ月間を「宮城一斉滞納整理強化月間」として、税金を滞納している方に対する徴収対策を強化します。

期間中は、滞納者に対し文書や電話による催告、勤務先・取引先などへの財産調査、自宅などの搜索、預貯金・給与・不動産などの差押え、自動車のタイヤロックなどの徴収対策を集中して実施します。

税金は、納付期限までに必ず納めましょう。

問 県税:気仙沼県税事務所 ☎ 24-2531 市税:市収納対策課 ☎ 22-3421

住まいのエンディングノート

国土交通省では、日本司法書士会連合会および全国空き家対策推進協議会と協力して「住まいのエンディングノート」を作成しました。



現在、我が国では空き家の数が増加し続けており、大きな社会問題となっています。

空き家は、適切に管理せずに放置してしまうと、状態が悪化して資産価値が下がるほか、近隣の方の暮らしにも悪影響が及んでしまうことがあります。

このような放置空き家を発生させないためには、住まいを相続した方が判断しやすくなるよう住まいなどの情報を伝えることや、あらかじめ住まいの将来をご家族で話し合うことで、行動を先延ばしにしないことが大切です。

このノートは、放置空き家の発生を防ぐため、住まいを相続した方へ住まいや土地などの情報を伝えていくことに加え、元気なうちから住まいの将来をご家族で話し合うきっかけとしていただくことを狙いとしているものです。



住まいの
エンディングノート

問 生活環境課 ☎ 22-3417

宝くじ助成金で 備品を整備しました



市では、一般財団法人自治総合センターが行う自治宝くじコミュニティ助成事業（宝くじの社会貢献広報事業）を活用し、高屋敷自治会と浪板二区自治会に備品を整備しました。整備した備品は、地域コミュニティ活動の推進を図るため、地区の行事などで活用されます。

■備品内容／

【高屋敷自治会】

- ・プリンター、テーブル、エアコンなど



【浪板二区自治会】

- ・テレビ、アンプ、卓球台など



問 地域づくり推進課 ☎ 22-3409

11月10日は、無電柱化の日。

あなたの街の防災力を高めるためにも
「無電柱化」、みんなで考えよう。



無電柱化事業の詳細については、
国土交通省のホームページを
ご覧ください。

無電柱化 国土省 検索



交通事故などでケガをしたとき、国民健康保険で治療を受ける場合には必ず届出が必要です！

相手がある事故などの場合（第三者行為）の医療費は、被害者の過失割合分を除き、本来加害者（相手方）が負担することが原則です。しかし、交渉等に時間がかかることもあるため、国民健康保険に加入している方の場合、国民健康保険へ『**第三者行為による傷病届**』を提出いただくことにより、国民健康保険が一時的に立て替え払いし、後から加害者に請求することで被害者のご負担を軽減します。

届出がないと、加害者または自動車保険会社等に治療費を請求できないため、被害者（被保険者）に請求する場合がありますので必ず届書を提出してください。

また、示談を済ませてしまうと、保険による治療ができなくなる場合もありますのでご注意ください。

届書をすぐに提出できないときは、取り急ぎ事故等の状況をお電話等によりお知らせいただき、後日、できるだけ早く届書の提出をお願いします。

相手のいない自損事故の場合の提出書類について

わき見運転などによる自損事故によって同乗者がケガをした場合は、運転者が加害者となり、第三者行為による傷病にあたります。

同乗者が国民健康保険の保険証を使って治療を受ける場合は、必ず同乗者の分の「第三者行為による傷病届」を提出してください。

また、運転者は「自損事故による傷病届」を提出してください。

※なお、工作中的の事故等労災保険の対象となる場合や、飲酒運転・無免許運転などの不法行為は、保険の適用はできません。

■届出に必要なもの／●届出者の本人確認書類（免許証等） ●交通事故証明書等（後日でも可）

■届出窓口／保険年金課 医療給付係、唐桑・本吉総合支所 市民福祉課

■問い合わせ先／保険年金課 医療給付係 ☎ 22-3419

令和6年度自衛官等採用試験のお知らせ

※試験会場や申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

問自衛隊宮城地方協力本部

登米地域事務所 ☎ 0220-34-2244



募集種目	募集人員	応募資格	試験科目	受付締切	試験期日	
高等工科学校生徒	推薦	約 120 人	令和7年4月1日現在 中卒（見込含）17歳未 満の男子で学校長が責任 をもって推薦できる方	口述試験、筆記試 験（作文含む）、 身体検査	11月29日 （金）必着	令和7年1月11日 （土）～13日（月・祝） のうち1日
	一般	約 230 人	令和7年4月1日現在 中卒（見込含）17歳未 満の男子	（一次試験） 筆記試験（国・社・ 数・理・英・作文） （二次試験） 口述試験、身体検 査	令和7年 1月16日 （木）必着	（一次試験） 令和7年1月25日 （土）、26日（日） のうち1日 （二次試験） 令和7年2月13日 （木）～16日（日） のうち1日
自衛官候補生	—	採用月の1日現在 18歳以上33歳未満の方 （学歴不問）	筆記試験（国・数・ 地歴公・作文）、 口述試験、適性検 査、身体検査、経 歴評定	通年	受付時に通知	